



Title	国際法上の自衛権と累積理論（二・完）：自衛権行使に対する抑制的効果の検討
Author(s)	吉良, 悟
Citation	阪大法学. 2019, 69(1), p. 61-89
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87205
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際法上の自衛権と累積理論（二・完）

——自衛権行使に対する抑制的效果の検討——

吉

良

悟

はじめに

1 武力不行使原則と自衛権の行使要件

2 累積理論に対する相反する見解

第一章 累積理論の現代的意義

1 ニカラグア・ギャップ

累積理論の系譜

3 累積理論の再評価

第二章 累積理論の質的变化側面

1 武力攻撃に至らない武力行使の累積

「質的跳躍」という批判

3 武力行使の質的变化を許容する法的基盤（以上、六八巻六号）

第三章 累積理論の均衡性側面

1 武力攻撃の累積

2 先行行為と均衡性に対する見方

3 均衡性側面の問題
第四章 累積理論の時間的側面

1 事態の累積期間

2 必要性要件

3 時間的側面から生ずる問題
おわりに

1 累積理論を巡る混乱の原因

2 武力攻撃該当性基準の明確化と自衛権行使に対する抑制的効果（以上、本号）

第三章 累積理論の均衡性側面

1 武力攻撃の累積

（1）国家実行

累積理論の均衡性側面とは、被害国が複数の事態を包括的に捉えて自衛権行使の際の均衡性を判断することである。⁽¹²⁾ その結果、被害国による反撃は直前に発生した被害よりも大きくなる傾向にある。

第二章では、累積理論の質的变化側面を検討してきた。上述のように、質的变化側面と均衡性側面は相互に関連している。したがって、武力攻撃に至らない複数の武力行使を包括的に捉えることで武力攻撃が構成されるとする質的变化側面が見られる場合、とりもなおさず、そこには均衡性側面が見られるということである。そして、それら質的变化側面が見られる実行においては、被害国が自衛権行使するまでに、発生した事態を武力攻撃に至らない武力行使であると判断していた期間が存在する。ところが、累積理論に基づく自衛権行使を主張した国家の中に

は、武力攻撃に至らない武力行使ではなく、武力攻撃が反復継続した結果として、自衛権による正当化を試みた事例がある。こうした場合、反撃措置をとる国家は、自国の被った先行する単発の武力行使がすでに武力攻撃であると認識している。以下で検討する国家実行では、累積理論の質的変化側面は埋没しているのである。

①トンキン湾事件（一九六四年）

一九六四年八月二日、米国は自国の駆逐艦 Maddox が北ベトナム海軍の魚雷艇から攻撃を受け、その二日後の八月四日に同じく Maddox と新たに駆逐艦 C. Turner Joy の二隻が再び北ベトナムから攻撃を受けたと主張して、⁽¹⁵⁾ 北ベトナムの魚雷艇四隻と石油貯蔵施設を爆撃した。米国は、「意図的かつ反復した諸武力攻撃（deliberate and repeated armed attacks）」を理由として、自国の反撃措置を憲章第五一条に規定される自衛権により正当化した。⁽¹⁶⁾

累積理論を武力攻撃発生の有無、つまり、自衛権の発動要件との関係で捉えるのであれば、米国が個々の事例、すなわち、八月二日の事態及び八月四日の事態のみでは、武力攻撃に該当しないと考えていたか否かに留意する必要がある。これにつき、米国の見解では「意図的かつ反復した諸武力攻撃」というように武力攻撃が複数形で表現されている。そのことから、米国は、八月二日の Maddox への攻撃の一件をもって、それを武力攻撃であると認識していたと解することができる。そうすると、本件では累積理論の質的変化側面は見られない。

米国が二つの事件を連関させて、累積理論に基づく自衛権行使を主張したのは、二日の事態と四日の事態とは断絶しておらず、米国の反撃はその二回の事態への対応であつたとするためである。北ベトナムの先行行為は直近の八月四日に発生した事態を別個で評価したときよりも、八月二日と八月四日の両事態を併せて評価した方が大きくなり、それに伴つて米国はより大きな反撃が認められることになる。⁽¹⁵⁾これは、累積理論の均衡性側面にほかならぬ。したがつて、本件では、累積理論の質的変化側面、すなわち、武力攻撃発生の有無は米国の主張の中心ではない。

いのである。

②リビア爆撃事件（一九八六年）

一九八五年一一月二七日にローマとウイーンの空港において爆弾テロ（五人の米国人を含む二〇人が死亡、八〇人が負傷）が、翌一九八六年四月五日には、西ベルリンのディスコにおいて同じく爆弾テロ（二人の米国軍人を含む三人が死亡、七八人の米国人を含む二二九人が負傷）が、そして、ディスコ爆弾テロの翌日にはベイルートにある米国大使館を狙った迫撃砲による攻撃が発生した。⁽¹⁰⁾ 米国は、これらの事態がリビアによるものであるとして、一九八六年四月一四日、リビアを爆撃した。米国はこの爆撃について、リビア政府による継続した形態の攻撃に対応するため自衛権を行使したものであると報告した。⁽¹¹⁾

さらに、米国は安保理事会の討議において、「リビアが将来にわたり多数の攻撃を計画している明確な証拠に基づき、米国は自衛権を行使する必要に迫られた」と主張した。⁽¹²⁾ これは英国によるイエメン爆撃事件と共通するところである。そのため、本件が累積理論の文脈で言及されるときは、特にこの点が引用され、累積理論に基づく自衛権行使は先制的自衛であるとの評価がなされる。⁽¹³⁾

しかし、本発言よりも前に、米国は「リビアにより米国に対してなされる継続した憲章違反の攻撃を阻止する試みを繰り返し、また、粘り強く行った後に初めて、これら自衛措置をとるに至った」と発言している。⁽¹⁴⁾ ここからは、先制的自衛ではなく、累積した事態が武力攻撃であり、それに反撃したにすぎないとも理解できる。「将来にわたり計画している」という文言のみを捉えて、米国の自衛権行使を先制的自衛であると判断するのは、疑問なしとなる。なお、先制的自衛については、第四章の3（2）で後述する。

ここで重要なことは、米国が、「リビアの威嚇と武力行使の政策は憲章第二条四項に明白に違反し、その事実が

米国による対応を完全に正当化している」と主張している点である。つまり、米国は、憲章第二条四項違反の武力行使と武力攻撃を同一視しているのである。そのことから、米国の自衛権行使の背景に質的变化側面は見られない。本件は、安保理事会で多数の国から非難されるところとなつた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

③油井事件（一九八七年、一九八八年）

イランとイラクの武力紛争中の一九八七年一〇月一六日に、クウェートから米国に船籍を変更したタンカーの Sea Isle City がミサイルに被弾し、米国はそれがイランによるものであるとして、その三日後にイランの油井を攻撃した。⁽¹⁵⁾翌一九八八年四月一四日には、米軍艦 Samuel B. Roberts が触雷したとしてをうけて、米国は再びイランの油井を攻撃した。⁽¹⁶⁾累積理論の観点から、一九八七年の事件に焦点をあてる。

一九八七年の Sea Isle City の被弾後の油井に対する武力行使について、米国は、自衛権の行使であるとして安保理事会に報告している。その報告によれば、米国は、イランのペルシャ湾における「米国諸船舶（United States vessels）」に対する攻撃に対し、国際法上の固有の自衛権を行使したとし、Sea Isle City に対する攻撃は、「一連の『サイル攻撃の最も新しいもの』」であると主張している。⁽¹⁷⁾この報告では「米国諸船舶」と複数形で表現されてもいることから、米国の反撃措置は Sea Isle City 被弾事件のみではなく、それ以前の米国諸船舶に対する攻撃をも含めた対応であったことが分かる。

米国は、一隻の商船に対する武力行使は武力攻撃に至らないが、複数の商船に対する武力行使は武力攻撃であると認識していたために、商船に関しては複数形で表現したのであろうか。そうだとすれば、米国の主張には累積理論の質的变化側面が見られることになる。しかし、米国はICJに提出した再抗弁書で、一隻の商船のみに対する攻撃であつても、それは武力攻撃であると主張している。

一方、イランは、Sea Isle City に対するミサイル攻撃は、憲章第五一条に規定される自衛権を発動させる武力攻撃にまで至っていないと反論している。⁽¹⁸⁾ また、イランは、「発生した個々の事件のみ」を対象として武力攻撃であるか否かを判断しなければならないと主張した。⁽¹⁹⁾ したがって、イランは、個々の事件を累積して包括的に評価することを認めないと立場である。そして、イランは「即時の圧倒的な必要性のみが、国家の自衛行動を正当化する」とし、米国の行動はこれに合致していないとして批判した。⁽²⁰⁾

これに対して、米国は、「もし、『小規模な攻撃』が『武力攻撃』でないとすれば、いかなる時点で、第五一条に規定される『大規模な』攻撃になるのか」と主張して、規模により武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使とを区分することを批判する。⁽²¹⁾ このことから、米国は、自国の商船に対する被害を包括的に捉えているが、そこには累積理論の質的変化側面ではなく、均衡性側面のみがあらわれているのである。

二〇〇三年、ICJは判決で、米国の商船に関する被害につき、「累積的に捉えたとしても（Even taken cumulatively）……これらの事件は……米国に対する武力攻撃を構成するとは思われない」と判示した。⁽²²⁾ ICJが「事態を累積的に捉えたとしても」と述べたことは、複数の事態を個別にではなく包括的に評価したということである。そのため、今日、累積理論の質的変化側面に関して、油井判決に触れる論者が少なくない。たしかに、ICJは、武力攻撃に至らない武力行使が武力攻撃を構成するか否かという累積理論の質的変化側面から検討を加えている。しかし、米国の大主張からは累積理論の質的変化側面は看取できない。なぜなら、米国は上述のように一隻の商船に対するものであっても、武力攻撃であると主張しているからである。米国にとっては、イランによるものとされる一連の武力行使は、それぞれが単独で武力攻撃なのである。

米国及びイラン双方の主張から明らかなことは、累積理論について、イランが武力攻撃該当性、すなわち、質的

変化側面に着目しているのに対し（そのうえでイランは累積理論を否定⁽¹²⁶⁾）、米国は累積理論の均衡性側面を基礎としているということである。すなわち、(二)で両者はそれぞれ累積理論の異なる側面を見ていたのである。

④ タイ・カンボジア国境事件（二〇一一年）

タイによれば、二〇一一年二月四日にカンボジア軍によりタイの軍事基地に対する攻撃が行われ⁽¹²⁷⁾、翌五日にもタイ軍に対して攻撃がなされたとして⁽¹²⁸⁾、タイはカンボジアによる「諸武力攻撃（armed attacks）」に抗議した⁽¹²⁹⁾。その後、カンボジアによる攻撃が継続したため、タイ軍は自衛権を根拠としてカンボジアに反撃を行った⁽¹³⁰⁾。タイによる安保理事会に対する自衛権行使の報告の文言に着目すれば、タイはトンキン湾事件や油井事件での米国の主張と同様に、先行事態であるカンボジアの武力行使を武力攻撃に至らない武力行使としてではなく、五日の事態も、また、六日の事態もそれぞれが武力攻撃であると認識していたといえる。すなわち、(二)でも質的変化側面ではなく均衡性側面のみが現れている。なぜなら、タイは「諸武力攻撃」と武力攻撃を複数形で表現し、六日の事態のみならず、五日の事態単独で、それが武力攻撃であると認識していることを示しているからである。

（2）質的变化側面の不存在

累積理論では、質的变化側面とともに均衡性側面があるとされる⁽¹³¹⁾。しかし、本章で検討した実行では、いずれの国家も、自国の被害は單発の事態をもつて、それがすでに武力攻撃であるとしている。そのため、自国の被害を武力攻撃に至らない武力行使であると評価した時期はない。いわば、質的变化側面なき累積理論なのである。したがって、被害国は最初の武力行使を受けた段階から、自衛権を行使することが可能であったと認識していた。たとえば、油井事件で米国が自国の被害としたのは、Sea Isle Cityに対する攻撃のみならず、それ以前の商船に対する攻撃（米国はこれらの船舶一隻ごとの被害が、それぞれ武力攻撃であるとした）を一体的に捉えた一連の諸

船舶への攻撃である。米国が主張する商船に対する攻撃の一等初めの Bridgeton に対する攻撃がすでに武力攻撃であるとすれば、⁽¹²⁾ Bridgeton に対する攻撃が行われた時点で米国は自衛権が行使できる状態にあったものの、それを行使しなかつたと解せる。

累積理論に関しては、往々にして質的变化側面に関心が向けられるため、均衡性側面は顧みられることが多い。⁽¹³⁾ それは、質的变化側面が武力攻撃該当性判断と関係するのに対し、均衡性側面は、自衛権行使が可能になった後の議論だからである。ところが、本節で検討した国家実行のように、累積理論が武力攻撃発生の有無、換言すれば、自衛権の行使の可否という発動要件の文脈であらわしていらない場合もある。そこで累積理論は、反撃態様を正当化するため、発生した事態を単に包括させていたに過ぎない。そして、これら反撃態様は次に述べるように、先行行為をいかに認識するかによつて変化するのである。

2 先行行為と均衡性に対する見方

(1) 均衡性による自衛権行使態様の規律

被害国は自衛に際して、恣意的な規模、あるいは、無期限に武力を用いることが可能なわけではない。⁽¹⁴⁾ 過剰な対応は懲罰的意図を有する性格のものであり、それゆえ著しく均衡を失した反撃は自衛権の行使ではなく、違法な武力復仇として非難されることになる。つまり、武力攻撃が発生したとしても、その後均衡を失した反撃措置をとれば、それは違法な武力行使と判断されることになる。

自衛権の発動要件である武力攻撃の該当性は各國の判断に委ねられ、その基準は曖昧である。したがつて、自衛権の発動それ自体の合法性を的確に判断するのは困難である。しかし、自衛権行使の態様を規律する均衡性原則に

より、自衛権行使による特定の武力行使の合法性を判断することが可能な場合がある。⁽¹³⁵⁾

(2) 多様な均衡性

累積理論に基づく自衛権行使の主張は、事態が反復継続した後になされるものである。そのため、被害国は複数の事態を経て反撃措置をとる。事態が複数回発生している場合、先行行為とそれに対応する際の均衡性の在り方にについては、次の三つに整理することができる。⁽¹³⁶⁾

第一に、自衛権行使国は「等量均衡性 (eye for an eye proportionality)」に従って反撃をすべきという見解である。⁽¹³⁷⁾これは、自衛権行使国の反撃措置は直近の先行行為と均衡した反応をしなければならないとする立場である。⁽¹³⁸⁾均衡性をこのように捉える見解の一例として、油井事件でのイランの主張が挙げられる。イランは、自衛権を行使する際には、相手からの最初の武力行使 (first use of force) を上回る対応は許されないとする。⁽¹³⁹⁾つまり、反撃措置の限度は、直近の先行行為の規模や烈度によって制約される。これは、極めて厳格な均衡性判断を要求する立場である。

第二に、「累積的均衡性 (cumulative proportionality)」を基準とするものである。⁽¹⁴⁰⁾これは、過去の複数の事態を累積させて、それらを包括して先行行為とし、反撃がその包括した先行行為と均衡することを要求する立場である。すなわち、被害国は、小規模な事態が反復継続した後に反撃をする際は、直近の事態よりも大規模な反撃が可能となる。⁽¹⁴¹⁾この場合でも、死者数や物的損害の範囲について、おおよその均衡が必要であるとされる。⁽¹⁴²⁾

第三に、「抑止的均衡性 (deterrent proportionality)」である。⁽¹⁴³⁾これは、直面する脅威に均衡していなければならぬとするものである。武力攻撃に至らない武力行使は期間が短いものが多く、当該武力行使の最中に対応する⁽¹⁴⁴⁾とは困難であるため、通常は当該武力行使の後に対応せざるを得なくなる。しかし、累積理論の観点からは、た

とえ現時点で攻撃は終了していても、現状は「次の予期される攻撃 (the next anticipated attack)」の前段階にあると判断することも可能であるとされる。⁽¹⁵⁾ そのことから、反復継続する事態への対応措置は、抑止目的と均衡すべきであり、「過去の行為及び企図された行為のパターン全て (overall pattern of past and projected acts)」と均衡すべきであるとする見解である。⁽¹⁶⁾

これまで累積理論を基礎として行使された自衛権行使の主張を見ると、たとえば、一九六四年英國によるイエメン爆撃事件で、英國は、自身の自衛権行使を「予防的な性格」であるとしている。⁽¹⁷⁾ また、米国は、一九八六年のリビア爆撃事件で、リビアによる米国に対する攻撃は、「将来にわたり計画」されたものであると述べている。⁽¹⁸⁾ こうした事例においては、将来の危険を除去することも含んだ「抑止的均衡性」に基づいて反撃がなされたのである。

3 均衡性側面の問題

(1) 「見送った」事態への反撃

「等量均衡性」と「累積的均衡性」の立場は、被害状況と反撃措置との評価が容易であるとされる。⁽¹⁹⁾ 一方、「抑止的均衡性」の立場は、将来の危険性をも評価対象とすることから、均衡を失した対応を許す危険性が伴う。Ruysによれば、累積理論は、一定の烈度にある一連の継続した攻撃に對しては、単発の同様の烈度の武力攻撃に對するものより、大規模な反撃を可能にすることを示唆しているとする。⁽²⁰⁾ しかし、その反撃が、「等量均衡性」、あるいは、「累積的均衡性」のもとに行われるのか、それとも、「抑止的均衡性」にまで踏み込んでなされるのか。この均衡性の判断が、累積理論に基づく自衛権行使の適否を左右する。

累積理論の質的変化側面からすれば、反復継続した事態が武力攻撃を構成する時、「等量均衡性」の立場から、

その武力攻撃を構成するに至った直近の事態に釣り合った対応が可能となる。そればかりでなく、「累積的均衡性」の立場から、一連の武力攻撃に至らない武力行使を包括したものと同等の規模の対応をとることも許容されるかもしれない。一見すると、「累積的均衡性」は、対応を「見送った」事態に反撃をしていることになる。しかし、武力攻撃に至らない武力行使は、武力攻撃を構成するまではそもそも武力を伴った対応をとることができない。したがって、質的変化側面と「累積的均衡性」は調和的関係にある。

ところが、油井事件での米国の立場に見られるように、個々に武力攻撃であるものを累積的に捉えて自衛権行使がなされる場合、その反撃措置が「累積的均衡性」のもとになされるとすれば、その妥当性には疑問が生ずる。なぜなら、米国が主張するように個々の事態が武力攻撃であるならば、その個々の事態が発生した時点で自衛権行使することが可能であったからである。それにもかかわらず、後に均衡性を評価する段階で、「見送った」武力攻撃を算入することは、すでに、自衛権の行使が可能であったにもかかわらず、自己の都合の良い時に反撃をしていふにすぎない。そのような反撃は、違法な武力復仇と評価されることになる。もつとも、第四章1（2）で検討するようすに、単発の武力攻撃発生から反撃措置までの期間は、比較的緩やかに解されている。そのため、トンキン湾事件で、米国が一日しか間隔の空いていない二回の事態を包括的に評価すること自体は、直ちには不合理であるといえないだろう。しかし、油井事件のように、事態相互がそれぞれ数か月以上空いている場合には、「累積的均衡性」に基づく反撃は困難であると思われる。ところが、実際には、リビア爆撃事件、油井事件での反撃様は、「累積的均衡性」にとどまらず、「抑止的均衡性」によるものであった。

（2）均衡性側面が招来する抑止的な反撃措置

累積理論主張国の反撃措置は、その多くが批判に晒されてきた。本稿で検討した国家実行でも、英國によるイエ

メン爆撃事件、米国によるリビア爆撃事件などは各国から非難がなされ、油井事件においても米国の自衛権行使は合法なものとはされなかつた。

これらの事件で共通しているのは、いずれの場合も被害を受け自衛権を行使した国家が、反撃の対象を、すでに発生した事態と均衡させていなかつたことである。つまり、「等量均衡性」や「累積的均衡性」にとどまらず、「抑止的均衡性」に基づいて自衛権を行使するために、反撃態様が均衡を失してしまつたのである。かりに、反撃時の均衡性が「等量均衡性」、あるいは、「累積的均衡性」にとどまつていれば、こうした批判はなされなかつたかもしれない。実際、サウジアラビア・イラク国境事件において、サウジアラビアは、イラクの兵士一人へ対処するにとどめ、それ以上の活動を行つていなかつた。⁽⁵²⁾

本章で検討した質的変化側面なき累積理論に基づく「反撃措置のみならず、英國によるイエメン爆撃のように、質的变化側面を基礎としつつも、他方、均衡性側面において「抑止的均衡性」に基づく自衛権行使の主張には非難がなされている。このように、「抑止的均衡性」は評価が難しく、⁽⁵³⁾均衡性側面のうち「抑止的均衡性」に基づく自衛権行使の主張は、そのほとんどが不当なものとされている。

つまり、累積理論の有する三つの側面のうち、均衡性側面は反撃措置を激化させる危険を有しているのであり、累積理論がそのような均衡を失した武力行使の背景に存在することは、累積理論に対する評価を消極的なものにしているのである。

このように、累積理論の均衡性側面が累積理論に対する否定的評価の原因となつてゐるとすれば、本稿の目的である累積理論を巡る理解の混乱の所在を考究するためには、さらに、累積理論のもつ時間的側面もまた検討を要する。なぜなら、Grayが「均衡性と必要性の関係がどれほど別個に適用できるのかは明らかではない」と述べるよ

うに、均衡性側面と必要性要件は密接な関連性を有しており、その必要性要件は時間的側面と関係しているからである。⁽¹⁵⁵⁾

第四章 累積理論の時間的側面

1 事態の累積期間

(1) 国家実行

累積理論の時間的側面は、時間的に間隔のある事態同士を連接させるものである。Tamsは、「均衡した対抗措置」には武力を伴う対応を含むとするSimmaの見解よりも、累積理論の方が適切であるとしながら、それと同時に、累積理論が自衛の時間的側面を弱め、一時的な権利を無期限に武力行使する権利へと変化させる危険を藏していると指摘する。⁽¹⁵⁶⁾ たしかに、一九六一年チュニジアの対仵自衛権行使事件や、一九六四年英国のイエメン爆撃事件のように、事態間に年単位の間隔が空いている事例もある。累積理論に基づく自衛権は、このように事態と事態との間隔が広いのが特徴である。

しかし、事態間で年単位の間隔が空いている累積理論に基づく自衛権行使の主張のうち、被行使国以外から批判がなされなかつたのは、本稿で言及した事例の限りでは、チュニジアの対仵自衛権行使を指いて他にはない。なお、当該事件は、「仵軍が移動禁止命令に背いた場合、武力攻撃が発生したと看做す」という報告がチュニジアによつて事前になされていたのであり、最初の事態から武力攻撃を構成するに至つた事態（仵軍の軍事活動再開）との関連性は明白であつた。

(2) 累積理論によらない自衛権行使との対比

それでは、累積理論によらない事例、すなわち、被害国が反撃する契機となつた事態の発生以前に事態の反復継続性がなく、単発の事態ですでに武力攻撃の敷居をこえたと被害国が判断して自衛措置をとった事例においては、事態の発生から自衛権行使するまでどのくらいの時間的間隔があるのか。一九八二年のフォークランド（マルビナス）紛争と、一九九三年のH.W. Bush米国前大統領暗殺未遂事件後の米国によるイラクへのミサイル攻撃事件を検討する。

フォークランド紛争は一九八二年四月二日に、アルゼンチンがフォークランド諸島に侵攻したものであり、正規軍が総力を挙げて他国領域に侵入した典型的な事例である。これに対して英国は翌四月三日に海軍の派遣を公表した。^[158]その後、一九八二年四月二十五日に英國海軍はフォークランド諸島の東に位置するサウスジョージア島で、アルゼンチン軍と戦闘を行つた。^[159]このように、アルゼンチンによる侵攻から、英國が実際に武力を伴う反撃措置をとるまでの三週間以上の時間的間隔が空いている。そのため、即時性要件から、英國の自衛権行使を疑問視する見解が存在した。^[160]しかし、Higginsが述べるように、地理的に離れた地点に武力攻撃がなされた時に、自衛権行使までに時間を要することはやむを得ないといえよう。^[161]本件では、英國の自衛権行使に対して多くの国家が支持を表明した。^[162]

次に、H.W. Bush米国前大統領暗殺未遂事件と米国によるイラク諜報機関へのミサイル攻撃であるが、これは、一九九三年六月二六日、米国が、H.W. Bush前大統領の暗殺計画にイラクが関与しているとして、イラクの諜報機関本部にミサイル攻撃を行つたものである。米国によるこの攻撃は、一九九三年四月一三日の夜にクウェートで車両が爆発する事件があり、その背後に同年四月一四日から同一六日までクウェートに滞在する、H.W. Bush前大統領の暗殺が企図されていたことが判明したことを根拠にしたものであるが、実際に発生した事件はこの車両爆発事

件一件のみである。しかし、米国は、計画されている攻撃及びさらなる攻撃の脅威への対応として、ミサイル攻撃を行つた。⁽¹⁵⁾この事件を受けて開催された安保理事会の討議では、米国の自衛権行使に理解を示す国家が多く、批判はごく少数にとどまつた。⁽¹⁶⁾

このように、累積理論を基礎とはせず、一度の事態発生をもつて武力攻撃であると判断し、被害国が自衛権を使した事例においても、事態の発生から一定の時間的経過がある。ここで検討した二つの自衛権行使は国際社会から概ね支持されたのである。したがつて、諸国の認識において、反撃までに要する時間に対する制限は緩やかなものであるといえよう。⁽¹⁷⁾

2 必要性要件

（1）代替手段の不存在

しかし、フォークランド紛争のように、大規模な単発の事態に対する自衛権行使であつても、必要性要件の觀点から当該自衛権行使を疑問視する見解があつた。それは、事態発生から反撃措置までに時間が空いていたからである。そうすると、複数の事態を包括的に評価する累積理論の時間的側面にも、必要性要件の点から疑問が呈される。一般的に必要性の内容は、ウェブスター・フォーミュラに由来する「即時の、圧倒的な、他に手段のない（平和的手段を尽くした）」⁽¹⁸⁾ことで、通常、代替措置が存在しないことと解釈される。⁽¹⁹⁾また、必要性要件は、代替手段の不存在とともに、即時性（immediacy）も含めて考察される。⁽²⁰⁾

代替措置の不存在という点に関連して、松井教授は、個々の事件が「武力攻撃」にならないのであれば、必要性要件に照らしても、それらの「累積」を待つて自衛権で対処するのではなく、それ以前の段階で武力を伴わない対

抗措置で対処するべきであると主張する。⁽¹⁷⁾

しかし、国家実行を見れば、被害国は望んで「累積」を待つてはいるわけではなく、外交交渉その他再発防止のための試みを行った後に、期せずして新たな武力攻撃に至らない武力行使を受けている。また、武力攻撃に至らない武力行使が発生したとき、「『事前』報告」が行われている場合がある。これは、武力を伴わない手段である。それと同時に「『事前』報告」を行った時点で事態が終了すれば、武力は行使しないという被害国の自制の表明でもある。それでも事態が継続したということとは、代替手段がもはや存在していないことを示している。

(2) 即時性

次に、代替手段の不存在とともに必要性の内容とされる即時性と累積理論の関係を検討する。累積理論は、必要性要件に影響を与えるものとされるが、それは、これまで見たように累積理論が内在する時間的側面に起因する。累積理論は事態相互の時間が近接していないものを一体的に捉えて武力攻撃とするものである。それゆえ、即時性とも密接に関わるものなのである。⁽¹⁴⁾

武力攻撃が発生した時点で自衛権を行使することは可能である。しかし、その武力攻撃が終了して久しい時点で自衛権を行使することは、制裁の側面が強く復仇であるとの批判がなされうる。自衛と復仇は近似した関係にあり、両者を区別するものこそが、即時性であるとされる。⁽¹⁵⁾ Schachterは、自衛権概念には時間的側面が含まれており、攻撃や急迫した脅威に対し、時間的に近接した対応かどうかによるのであって、そうした制限がなくなければ、自衛は無数の先行する侵略行為、占領行為に対する懲罰的な武力攻撃になるだろうと指摘する。⁽¹⁶⁾ また、Dinsteinも、「古昔に生じた武力攻撃 (an armed attack that occurred in the remote past)」に武力を用いた反撃をする」とは違法であるとする。⁽¹⁷⁾なぜなら、過度の怠慢によって、武力攻撃とそれに対応する武力の連関が途切れてしまうから

である。⁽¹⁷⁸⁾

そうすると、累積理論に基づく自衛権行使は、即時性との関係をいかに理解するのかが、その合法性を左右するものといえる。即時性は、それを厳格に解する論者と緩やかに解する論者とにわかれれる。⁽¹⁷⁹⁾ その結果として、累積理論の評価もまた異なるのである。

① 厳格的解釈説

たとえば、Boyle は、累積理論に基づく自衛権行使の事例である米国のリビア爆撃事件を、明らかに違法であるとしている。⁽¹⁸⁰⁾ なぜなら、たとえ新たな攻撃の可能性があつたとしても、現実に攻撃が発生していないからである。松田教授も「ふつうにテロと呼ばれるのは、銃の乱射、爆破、列車の転覆、航空機の突入などの単発的かつ突発的な行為であつて、対処行動をとる時点ではすでに完了してしまつていて」ため、「テロに対する武力行使は必然的に事後的な報復にならざるをえない」とする。⁽¹⁸¹⁾

また、高野教授も「公海上の艦船や航空機に武力攻撃が行われれば、現場に近接した武力をもつてこれに対し自衛行動をとることができる」ものの、「この場合に注意しなければならないのは、他国の武力攻撃がすんでしまつた段階ではたとい自國の艦船、航空機に損害が発生していたとしても、自衛の行動はとりえないことである」⁽¹⁸²⁾ その理由として「緊急性は消失しているのである」からとする。そうすると、物理的な損害が発生し、その発生と同時に攻撃が終了した場合には、「もはや自衛措置をとることはできない」となる。これらの論者は、即時性の要件を極めて厳格に解釈する。

憲章のシステムで考えれば、これら厳格的解釈説をとる論者に共通して指摘できることは、国際の平和と安全を回復し、維持する安保理事会の機能に対する期待を前提としているということである。⁽¹⁸³⁾ しかし、Kretzmer は、

「残念ながら多くの論者によつて何度も指摘されているように、実行において憲章の精神は履行されてはいない」と述べる。⁽¹⁴⁾国連憲章の武力行使を管理する体制が崩壊したのも同然である現在にあって、⁽¹⁵⁾国連の集団安全保障が適切に機能することを前提とした即時性の在り方もまた、変化が求められているのではないか。

実際、Gardam が指摘するように、「国家実行は、概して、即時性の厳格な解釈をとつてはおらず、国家は伝統的に、防衛行動を開始する時間について幅広い裁量を認めている」⁽¹⁶⁾のである。

②許容的解釈説

ICJ の油井判決では「重大な損害は生じたものの、沈没はしておらず、また人命も失われていない一隻の軍艦の触雷……への対応として……油井を破壊した行為は、自衛上の均衡した武力行使とはみなされえない」という見解が示された。⁽¹⁷⁾ここからは、仮に米軍艦が沈没していれば、反撃の合法性評価においてその事実を加味した可能性を窺わせる。軍艦が沈没し、当該軍艦の乗員が死亡した後は、「武力攻撃がすんでしまった」とも解することができるが、ICJ は、沈没したことをもつて直ちに自衛権を行使することができなくなるとは考えていないようである。

また、Lubell は、自衛措置を決定するとき、必要性の要件を充足させるために、武力を用いない方法をまずもつて模索することが期待されるとすれば確實に時間を要する⁽¹⁸⁾とし、物理的な攻撃の終了後直ちに自衛権の行使可能性が終了するとはしない。

武力攻撃を受けた後に、極めて厳格な時間的近接性が要求される場合、常に臨戦態勢であり即時に反撃が可能な国家のみが自衛権行使を許される。他方、とりたてて軍備に関心を持たない国家は、一切の反撃が許されないことになる。そのため、即座に措置がとられる⁽¹⁹⁾ことを強調しそうると、国際社会は著しい緊張状態を要求されることと

なり、回避し得た武力衝突を招来してしまうことにもつながりかねない。武力を用いない方法で紛争を解決しようとすれば、時間の経過は当然生じるのである。⁽¹⁹⁾したがって、即時性を厳格に解すれば解するほど、平和的紛争解決手段を忌避させる危険が存在することが指摘できよう。そうすると、即時性を厳格な時間的近接性のみで理解するのは不合理ではないかと思われる。

ゆえに、即時性は、時間的制約を課するものであるが、物理的時間経過よりも、緊急性や危険の不可避性に依拠して判断がなされるべきである。⁽¹⁹⁾しかしながら、累積理論は、場合によつては事態の間隔、あるいは、各事態の総体が相当程度長期にわたる場合もある。そうした時間的側面ゆえに、累積理論は「遅すぎる違法な武力復仇（又は将来の攻撃に対する早すぎる先制的自衛）」を肯定する理論であるという評価がなされるのである。⁽¹⁹⁾

3 時間的側面から生ずる問題

（1）武力復仇

累積理論に基づく反撃措置がとられた場合、それが合法である自衛か違法である復仇かのいずれかを決することは不可能となり、それゆえに、安保理事会は明白に累積理論を拒絶しているとされる。⁽¹⁹⁾自衛と復仇とを区別するのとは、懲罰目的の有無とされる。⁽¹⁹⁾しかし、国家が武力を用いた対応をする際の動機や目的の中身を決することは極めて困難である。

別の視点からすれば、合法である自衛と違法な武力復仇とを区別するのは、主として攻撃と対応との時間の経過である。⁽¹⁹⁾即時性の許容的解釈説では、被害国は武力攻撃発生後、厳格的解釈説よりも長期にわたり反撃が可能となる。そして、累積理論は即時性の許容的解釈説と親和的である。したがって、一見すると、累積理論は自衛権の幅

を拡張し、武力不行使原則を動搖させるよう反映する。しかし、武力不行使原則に従つて、武力行使を用いない平和的な解決方法を優先させることが望ましいのだとすれば、武力攻撃に至らない武力行使に対しても、まずは平和的解決方法が用いられるべきである。その後、事態が悪化し、もはや平和的解決方法がない場合には、武力を伴つた対応をとることにならうが、その結果、発端となつた事態発生からの時間的経過は不可避となる。

そうしたことから、即時性は自衛の核となる概念であるが、より重要なのは対応の性質、目的、対象であり、即時性は合理的に解釈しなければならないと思われる。⁽¹⁹⁾

(2) 先制的自衛

また、累積理論を先制的自衛であると批判する立場からは、累積理論について「過去のテロ行為と将来行われるかもしないテロ行為をまとめて一つの継続的な武力攻撃として、テロに対する武力行使を現に進行中の武力攻撃に対する自衛と性格付けようと」するものであり、「新たなテロ行為発生の可能性がいかに高くても、その時期や内容が不特定である限り、それを抑止するための武力行使はやはり先制自衛と言わざるを得ない」とされる。⁽¹⁹⁸⁾

たしかに、これまで事態を累積的に捉えて自衛権行使を主張した事例である、英國によるイエメン爆撃事件、米国によるリビア爆撃事件などでは、自衛権行使を主張した諸国は、事態の累積をうけて、将来発生する攻撃に対応することの必要性を主張している。この将来の攻撃に対する自衛権行使という側面を捉えると、先制的自衛という批判がなされるのも無理はない。

しかし、田岡博士が述べるように、武力攻撃の発生は、損害の発生と同一ではないとする見解が支配的である。⁽¹⁹⁹⁾

もつとも、損害の発生以前に自衛権行使が可能であるとしても、外国の現実の行動を標準とせず、その意図を標準として、自衛権を発動することは当然に非難される。⁽²⁰⁰⁾

したがって、先制的自衛として非難がなされるのは、外国の現実の行動を標準としていない状況での武力行使ということになる。そうすると、累積した事態が武力攻撃を構成し、それについて自衛権を行使したのであれば、これは、外国の現実の行動を標準としたものであって、外国の意図を標準としたものではない。これまで累積理論に基づく反撃措置をした国家は、極めて詳細に（場合によつては、一分単位で時刻を明らかにして）、被害の内容を提示してきた。⁽²⁰⁾ それは、諸事態が既に発生した事実であることを強調しているのである。

また、浅田教授は累積理論につき、「相互に近接して行われる一種のテロ行為等につき、それらを全体として『武力攻撃』と捉えて自衛権の行使を主張する場合には、その限りで先制的性格は失われることになろう」との見解を示している。こうした理解に立てば、累積理論に基づく自衛権行使は必ずしも先制的自衛として、非難されるべきものではないだろう。

おわりに

1 累積理論を巡る混乱の原因

累積理論には、質的变化側面、均衡性側面及び時間的側面の三つの側面がある。国家実行の検討で明らかなるように、質的变化側面が見られる場合には、被害国が自国の受けた武力行使を武力攻撃に至らない武力行使であると判断している期間が存在する。そして、反復継続性が認められた後に、武力攻撃を構成するという点が質的变化側面の特徴であるとすれば、武力攻撃に至らない武力行使に対して、それ単体に対しては自衛権行使できないこととなり、自衛権行使に抑制的に作用する。このように、質的变化側面には自衛権行使に対しても抑制的効果が指摘できる。他方、均衡性側面や時間的側面には質的变化側面とは異なり、反撃行為の拡大を容易にするという側面がある。

つまり、累積理論には自衛権行使に対する抑制的効果とその拡大をもたらす効果が併存しているのである。もつとも、質的变化側面を基礎とした自衛権行使の文脈においても、将来生ずるかもしれない危険性まで踏み込んだ「抑止的均衡性」を基準とした自衛権行使事例においては、自衛の範囲を超えた復仇であると判断されることがあつた。この場合でも反撃の合法性を欠いたのは、均衡性側面が要因である。累積理論を評価する際には、こうした点が絶えず批判の対象となり、その結果、当該自衛権行使主張の背景となつた累積理論に対して、質的变化側面と均衡性側面の区別がなされることなく、累積理論には消極的な評価がなされることとなつた。ゆえに、質的変化側面の自衛権行使への抑制的効果は評価をされる機会に乏しかつたのである。

学説において、累積理論が学説で言及されるときには、論者のほとんどが質的变化側面をその特徴として紹介するにもかかわらず、累積理論を評価するにあたっては質的变化側面以外の側面を捉えていることが多い。油井事件で、米国とイランが、累積理論をそれぞれ異なる次元で議論していたことからも明らかのように、論者の着目する累積理論の側面が異なることこそ、累積理論の理解を巡る混乱の原因なのである。

2 武力攻撃判断基準の明確化と自衛権行使に対する抑制的効果

累積理論の三つの側面のうち、最も重要な点は質的变化側面である。近年、自衛権行使前に被害国が事態の悪化した場合に将来的に自衛権行使に言及する「『事前』報告」の実行が広がっていることは、累積理論の質的变化側面に対する肯定が背景にあると思われる。

「『事前』報告」は、当該国家が認識する武力攻撃基準の明確化であり、自衛権行使後の第三者による自衛権行使の合法性検証に資するものである。また、自衛権を行使する国家は、自国が被つたと主張する武力攻撃の内容が、

第三者に対し合理的なものでなくてはならない。⁽²⁰⁴⁾ それゆえ、武力攻撃に至らない武力行使の被害国が「『事前報告』」をすること、あるいは、武力攻撃に達した場合には、自衛権行使するという宣言をすることは、自己の自衛権行使への制約となる。なぜなら、その時点では、武力攻撃は発生していないということを明言していることになるからである。

Nolteは、「何が一つの武力攻撃を構成するかを認定するのは決して純然たる事実問題ではなかつた」という。⁽²⁰⁵⁾ このように、武力攻撃の中身が不明確な状況にあって、「『事前』報告」は、何が武力攻撃を構成するのかを明確化する試みである。たしかに、どの段階で武力攻撃を構成するのかについては、結局は、被害国の判断によるものかもしけない。しかし、次に事態が発生した場合に武力攻撃であるとする、あるいは、事態の反復継続性を主張して、自衛権行使の留保を宣言するということは、事態が武力攻撃の敷居を越える寸前にあることを示すものである。

自国の被害を武力攻撃ではないと評価することは、一見すると不利なように思われる。ところが、累積理論の質的変化側面は、自国の被害をある時点で武力攻撃に該当するものではないと判断しても、被害が継続すれば、将来的に自衛権行使が可能となることを担保している。本稿は、まさにこの点をもって、累積理論は、自衛権行使に抑制的に作用していると評価するのである。

その他、累積理論の課題として、均衡性側面においては、「抑止的均衡性」をとらずに「累積的均衡性」による反撃が行われたとしても、事態の累積期間が長期化するほど、「累積的均衡性」と「抑止的均衡性」の境界は曖昧になる点が挙げられる。また、時間的側面について、「『事前』報告」さえしていれば、事態は時間経過と無関係に連関が認められるわけではないだろう。そうすると、事態の累積といつてもどれほどの期間の事態を累積の「計算」に算入することが可能なのかという疑問が残る。そして、本稿では射程外としたが、非国家主体の暴力行為な

△が累積した場合の問題、いや、何が累積の対象となるのかという問題についての検討もまた必要である。

説 論

- (102) Ruyss, *supra* note 9, p. 168.
- (103) UN Doc. S/PV.1140, 5 August 1964, p. 6, paras. 37-38, 42.
- (104) *Ibid.*, p. 6, para. 34.
- (105) Gray, *supra* note 16, p. 151.
- (106) UN Doc. S/PV.2674, 15 April 1986, p. 17.
- (107) U.N. Doc. S/17990, 14 April 1986.
- (108) U.N. Doc. *supra* note 106, p. 17.
- (109) Eric Posner, "Terrorism and the Laws of War," *Chicago Journal of International Law*, Vol. 5, No. 2 (2005), p. 480.
- (110) U.N. Doc. *supra* note 106, p. 16.
- (111) U.N. Doc. *supra* note 107.
- (112) たゞべきは、海賊、米国の行為を「侵略」と非難し、トニンガニアは、米国の攻撃を「正当化やがな」攻撃」 と認めた。
- UN Doc. S/PV.2675, 15 April 1986, p. 6; UN Doc. S/PV.2676, 16 April 1986, p. 4.
- (113) *Oil Platforms: Rejoinder*, *supra* note 5, pp. 175-176, para. 25.
- (114) *Ibid.*
- (115) UN Doc. S/19219, 19 October 1987.
- (116) *Ibid.*
- (117) *Oil Platforms: Rejoinder*, *supra* note 5, pp. 150-151, para. 515.
- (118) *Oil Platforms: Reply*, *supra* note 10, pp. 135-137, para. 713.
- (119) *Ibid.*, p. 140, para. 722.
- (120) *Ibid.*, p. 154, para. 759.
- (121) *Ibid.*, pp. 155-156, paras. 760-761.

- (122) *Oil Platforms: Rejoinder*, *supra* note 5, p. 152, para. 517.
- (123) *Oil Platforms*, *supra* note 5, p. 192, para. 64.
- (124) 真田「福澤論文」(送一) 114頁。
- (125) Green, *supra* 27, pp. 381–382; Natalia Ochoa-Ruiz and Esther Salamanca-Aguado, "Exploring the Limits of International Law relating to the Use of Force," *European Journal of International Law*, Vol. 16, No. 3 (2005), p. 512; Christine Gray, "The Eritrea/Ethiopia Claims Commission Oversteps Its Boundaries: A Partial Award," *European Journal of International Law*, Vol. 17, No. 4 (2006), pp. 719–720.
- (126) *Oil Platforms: Reply*, *supra* note 10, p. 138, para. 7.17.
- (127) U.N. Doc. S/2011/57, 7 February 2011, p. 2.
- (128) *Ibid.*
- (129) *Ibid.*
- (130) U.N. Doc. S/2011/59, 7 February 2011, p. 2.
- (131) Ruys, *supra* note 9, pp. 168–169.
- (132) *Oil Platforms: Rejoinder*, *supra* note 5, p. 165, para. 5.35.
- (133) Niaz Shah, "Self-defence, Anticipatory Self-Defence and Pre-emption: International Law's Response to Terrorism," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 12, No. 1 (2007), p. 119.
- (134) Jean Combacau, "The Exception of Self-Defence in U.N. Practice," in Antonio Cassese (ed.), *The Current Legal Regulation of the Use of Force* (Martinus Nijhoff Publishers, 1986), p. 28.
- (135) 田中佐代子「自衛権行使にぬけぬ均衡性原則の射程」『國家學會雜誌』第1111卷(11010年) 119頁。
- (136) Robert J. Beck and Anthony Clark Arend, "Don't Tread on Us: International Law and Forcible State Responses to Terrorism," *Wisconsin International Law Journal*, Vol. 12, No. 2 (1994), p. 206.
- (137) *Ibid.*
- (138) F. Michael Higginbotham, "International Law, the Use of Force in Self-Defence, and the Southern African Conflict,"

Columbia Journal of Transnational Law, Vol. 25, No. 3 (1987), p. 581; Gregory Intoccia, "American Bombing of Libya: An International Legal Analysis," *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 19, No. 2 (1987), pp. 205-206.

- (132) *Oil Platforms: Reply*, *supra* note 10, p. 155, para. 762.
- (140) Guy B. Roberts, "Self-Help in Combating State-Sponsored Terrorism: Self-Defence and Peacetime Reprisal," *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 19, No. 2 (1987), pp. 281-282.
- (141) *Ibid.*
- (142) *Ibid.*
- (143) Shah, *supra* note 133, p. 124.
- (144) Yehuda Blum, "State Response to Acts of Terrorism," *German Yearbook of International Law*, Vol. 19 (1976), p. 234.
- (145) *Ibid.*
- (146) William O'Brien, "Reprisal, Deterrence and Self-Defense in Counterterror Operations," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 30, No. 2 (1990), p. 472.
- (147) U.N. Doc. S/PV.1111.9 April 1964, p. 5, para. 29.
- (148) U.N. Doc. *supra* note 106, p. 17.
- (149) Shah, *supra* note 133, p. 124.
- (150) *Ibid.*
- (151) Ruys, *supra* note 9, p. 168.
- (152) U.N. Doc., *supra* note 72, pp. 1-3.
- (153) Shah, *supra* note 133, p. 124.
- (154) Gazzini, *supra* note 39, p. 331.
- (155) Grav, *supra* note 16, p. 159.
- (156) Tams, *supra* note 17, pp. 388-389.
- (157) U.N. Doc. *supra* note 57, p. 1.

国際法上の自衛権と累積理論（二・完）

- (158) HC Deb., 3 April 1982, Vol. 21, Col. 637.
- (159) U.N. Doc. S/15002, 26 April 1982.
- (160) Etienne Henry, "The Falklands/Malvinas War-1982," in Tom Ruys *et al.*, *supra* note 44, p. 373.
- (161) Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use it* (Oxford University Press, 1994), p. 241.
- (162) Ruys, *supra* note 9, p. 102.
- (163) U.N. Doc. S/26003, 26 June 1993.
- (164) U.N. Doc. S/PV.3245, 27 June 1993, pp. 4-6.
- (165) U.N. Doc., *supra* note 163.
- (166) Rein Müllerson, *International Law, Rights and Politics* (Routledge, 1994), p. 49; Paulina Starski, "The US Airstrike Against the Iraqi Intelligence Headquarters-1993," in Tom Ruys *et al.*, *supra* note 44, p. 505.
- (167) Judith Gardam, *Necessity, Proportionality and the Use of Force by States* (Cambridge University Press, 2004), p. 150.
- (168) Henry, *supra* note 160, p. 373.
- (169) 浅田正彦「国際法における先制的自衛権の位相」浅田正彦編『111半紀国際法の課題』(安藤仁介先生古稀記念論文集) (有斐閣, 1996年) 199頁。
- (170) Gray, *supra* note 16, p. 159.
- (171) Gardam, *supra* note 167, pp. 149-150.
- (172) 松井『前掲書』(注12) 199頁。
- (173) Alan D. Surchin, "Terror and the Law: The Unilateral Use of Force and the June 1993 Bombing of Baghdad," *Duke Journal of Comparative and International Law*, Vol. 5, No. 2 (1995), p. 488.
- (174) Tams, *supra* note 17, pp. 388-389.
- (175) 筒井若水『国際法II』(青林書院新社, 1981年) 1911頁。Terry D. Gill, "The Temporal Dimension of Self-Defense: Anticipation, Pre-emption, Prevention and Immediacy," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11, No. 3 (2006), p. 368.

- 説
論
改訂時に回簡所ば「武力攻撃 (an armed attack)」へと変更された。これは、累積理論を意識したのであると考えられ
る。ながなべ、一九六一年のチャリハトの対仏自衛権行使事件のようだ。事態の累積期間が年単位の事例もあり、古昔の論
議われなくなつた事態に対する反撃の場合によつては許容されるかひやある。*See* Yoram Dinstein, *War Aggression and
Self-Defense*, 5th ed. (Cambridge University Press, 2011), p. 249.
- (176) Oscar Schachter, "In Defense of International Rules on the Use of Force," *University of Chicago Law Review*, Vol. 53,
No. 1 (1986), p. 132.

- (177) Dinstein, *supra* note 16, p. 269. 本書の第五版にねこてせ、古指の「事態 (an event)」へと変更されたが、第六版
改訂時に回簡所ば「武力攻撃 (an armed attack)」へと変更された。これは、累積理論を意識したのであると考えられ
る。ながなべ、一九六一年のチャリハトの対仏自衛権行使事件のようだ。事態の累積期間が年単位の事例もあり、古昔の論
議われなくなつた事態に対する反撃の場合によつては許容されるかひやある。*See* Yoram Dinstein, *War Aggression and
Self-Defense*, 5th ed. (Cambridge University Press, 2011), p. 249.
- (178) *Ibid.*
- (179) Saeed Bagheri, "Self-Defense in Karabakh Conflict?" *Russian Law Journal*, Vol. 3, No. 4 (2015), pp. 154-156.
- (180) Francis A. Boyle, "Military Responses to Terrorism Remarks by Francis A. Boyle," *Proceedings of the Annual Meeting
of the American Society of International Law*, Vol. 81 (1987), p. 294.
- (181) 松田竹男 「国際トロツカムの自衛権」 『国際法外交雑誌』 第100号 (1980年) 10頁。
- (182) 高野雄一 『国際法概論 上編』 全訳新版 (弘文堂、一九八五年) 10頁。
- (183) David Kretzner, "The Inherent Right to Self-Defence and Proportionality in Jus Ad Bellum," *European Journal of Interna-
tional Law*, Vol. 24, No. 1 (2013), p. 262.
- (184) *Ibid.*
- (185) Michael Glennon, "The Fog of Law: Self-Defense, Inference, and Incoherence in Article 51 of the United Nations
Charter," *Harvard Journal of Law and Public Policy*, Vol. 25, No. 2 (2002), p. 540.
- (186) Gardam, *supra* note 167, p. 150. いわゆる「チャーハト」紛争が例示されてゐる。
- (187) Oil Platforms, *supra* note 5, pp. 198-199, para. 77.
- (188) 高野 「前掲書」 (注1) 10頁。
- (189) Lubell, *supra* note 36, p. 44.
- (190) Dinstein, *supra* note 16, pp. 251-252.

- (191) Kinga Tibori-Szabo, *Anticipatory Action in Self-Defence* (T.M.C. Asser Press 2011), p. 299.
- (192) 近藤航「テロ支援国家に対する自衛権行使の『規模と効果の要件』」『横浜国際社会科学研究』第一二一卷五号（110〇九年）六五頁。
- (193) Hofmeister, *supra* note 19, p. 158. ノハド・ホフマイスターが著ける安保理事会決議は、これも累積理論に基づく自衛権行使の態様を非難したものであつて、事態を累積的に扱つゝことを否定したわけではなく。See U.N. Doc. S/Res/490, 21 July 1981; U.N. Doc. S/Res/501, February 25 1982; U.N. Doc. S/Res/509, 6 June 1982.
- (194) Bowett, *supra* note 15, p. 3; Barry Levenfeld, "Israel's Counter-Fedayeen Tactics in Lebanon: Self-Defense and Reprisal Under Modern International Law," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 21, No. 1 (1982), p. 37.
- (195) O'Brien, *supra* note 146, p. 423.
- (196) Gil, *supra* note 175, p. 369.
- (197) *Ibid.*
- (198) 松田「前掲論文」(注14) 101-111頁。
- (199) 田岡「前掲書」(注6) 111-117頁。
- (200) 同上、119頁。
- (201) 一九五八年チュニジアの対仏軍移動禁止命令事件におけるチュニジアの報告や、一九六四年英國のイエメン爆撃に先立つ報告でも被害状況について詳細な時間の記述がある。See U.N. Doc. S/4013, 29 May 1958, p. 3; U.N. Doc. *supra* note 65, p. 1.
- (202) 浅田「前掲論文」(注16) 111-117頁。
- (203) Green, *supra* note 49, p. 600.
- (204) 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、一九五一) 九七頁参照。
- (205) Georg Nolte, "Multipurpose Self-Defence, Proportionality Disoriented: A Response to David Kretzmer," *European Journal of International Law*, Vol. 24, No. 1 (2013), p. 286.